

## システム I T コンサルタント業務委託調達仕様書

- 1 業務名 システム I T コンサルタント業務委託
- 2 履行場所 さいたま市浦和区北浦和 5 - 6 - 5 埼玉県浦和合同庁舎 4 階  
埼玉県後期高齢者医療広域連合 外
- 3 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

### 4 本業務の目的

本業務は、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の「システムに係る経費適正化」及び「安心安全なシステムの導入及び運用」という 2 つの方針を柱とし、システムに係る見積精査や所管課に対する調達支援等の活動を通して広域連合のシステム最適化を推進することを目的として、システム関連の専門知識や経験を有する外部有識者（システム I T コンサルタント）から具体的な助言を得るなど業務の支援を受けるものです。

### 5 業務内容

受託者は、（1）システム環境の把握、（2）システム事前協議の実施、（3）システムに係る当初予算編成時の見積精査、（4）システムに係る随意契約等の見積精査、（5）プロジェクト管理、（6）参考資料の提供について、必要と思われる作業を実施すること。

また、目的の達成に向け、より効果的な作業や代替案等がある場合はそれを提案すること。この際、受託者が提案した作業は、本業務の業務委託内容に含まれるものとする。

なお、各作業の実施にあたっては、広域連合と受託者で協議・合意のうえ実施するものとする。

#### （1）システム環境の把握

システムの管理状況及び運用状況について、主に書面及びヒアリングによる調査を実施する。

#### （2）システム事前協議の実施

システムに関する、新規構築・機器入替を含む再構築・賃貸借・改修・運用保守・回線費等について、仕様書や契約書に関する作成のアドバイスをを行うほか、仕様書等の精査を実施する。

また、競争入札に係る参加業者からの質問に対する回答案作成のアドバイスをを行う。

なお、対象件数は、10 件程度とする。

#### （3）システムに係る当初予算編成時の見積精査

システムに係る当初予算編成時の見積書等の精査を実施する。

また、精査結果が要求額を下回るものについては、必要に応じ、その根拠となる理由を所管課等に説明する。

なお、対象件数は、15件程度とする。

(4) システムに係る随意契約等の見積精査

システムに係る随意契約等の見積書等の精査を実施する。

また、精査結果が要求額を下回るものについては、必要に応じ、その根拠となる理由を所管課等に説明する。

なお、対象件数は、5件程度とする。

(5) プロジェクト管理

プロジェクト計画、進捗状況報告等実施体制を明示する。

本業務に際して会議等の打合せを実施した際は、広域連合と受託者が会議内容を確認して円滑な意思疎通ができるよう議事録を作成し、広域連合に提示すること。

(6) 参考資料の提供

国、県、国保中央会及び情報技術者業界の動向等について、広域連合からの求めに応じて、適宜必要となる参考資料の提供を行う。

6 実施体制・品質管理等

(1) 実施体制

プロジェクト計画、進捗状況報告等実施体制を明示する。

なお、進捗報告は委託期間中2回程度実施する。

(2) 品質管理

品質（質的に満足のいくコンサルティング・成果物の提供）を確保する。

(3) 情報管理

本業務を遂行する上での情報管理方法を明示する。

7 委託業務の納品物

(1) システム環境の把握

システム環境一覧(デジタルデータ及び紙データ)

(2) システム事前協議の実施

事前協議結果一覧(デジタルデータ及び紙データ)

(3) システムに係る当初予算編成時の見積精査

予算精査結果一覧(デジタルデータ及び紙データ)

(4) システムに係る特命随意契約等の見積精査

各種精査結果一覧(デジタルデータ及び紙データ)

(5) プロジェクト管理

プロジェクト計画書(デジタルデータ又は紙データ)

議事録(デジタルデータ及び紙データ)

進捗状況報告書(デジタルデータ及び紙データ)

8 納品条件・納品場所

(1) 納品条件

提出する納品物は日本語表記、A4判縦横書きを基本とし、内容は可能な限り要点を取りまとめ簡略化を図ること。ただし、止むを得ない場合は、A3判縦横書きを可とする。また、表やグラフをカラー表記する場合は、白黒印刷での出力も考慮すること。

紙データで1部、デジタルデータ（MS-Word 2021等の加工可能な形式）をCD-ROMにて1部提出すること。

## (2) 納品場所

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階  
埼玉県後期高齢者医療広域連合 総務課

## 9 その他

### (1) 業務検査

7に定める納品物の納品時に、受託者立ち合いのもと広域連合の手続きにより、契約履行確認検査を行う。

### (2) 支払条件

受託者が、(1)の業務検査に合格したときは、広域連合に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

### (3) 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。

### (4) 所有権・著作権

本業務の履行における作成物の所有権・著作権は全て広域連合のものとする。

## 10 特記事項

### (1) 本業務以外の調達に関する入札制限

広域連合の調達の公平性、透明性を確保する必要があることから、受託者は、本業務の契約履行期間において、広域連合の入札に参加することはできない。

## 11 その他全般的な留意事項

- (1) 業務の遂行にあたり、受託者は委託者と十分協議し、業務を誠実に履行すること。
- (2) 本業務の履行に支障が生ずる可能性がある場合と広域連合が認めた場合は、その対策について効果的な提案を行い、広域連合承認のもと実施すること。
- (3) 交通費等、その他業務に必要な諸経費は、受託者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に際し、機密情報の漏えいが起こらないよう、情報セキュリティの確保に万全を期すること。
- (5) その他、仕様書等に記載のない事項について、広域連合と協議の上、決定すること。